

ALT・AET 派遣業務委託（債務負担行為）事業者募集要領

1. 主旨

大和市（以下「市」という）では、グローバル化社会で子どもたちが活躍し、世界の人々と円滑にコミュニケーションできる教育体制の構築を進めている。この体制をさらに向上させ、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着と、コミュニケーションの基礎となる資質・能力の育成を目指している。

これらの内容に対応できる優れた企画力や運営力を有する事業者の選定を行うため、公募により受注候補者（以下「候補者」という）を募る。

2. 用語の定義

「ALT」とは外国語活動指導助手をいう。

「AET」とは英語指導助手をいう。

3. 業務の概要

（1）業 務 名 : ALT・AET 派遣業務委託（債務負担行為）

（2）業務の目的 : 市立小・中学校における英語教育の向上

（3）業務内容 : 別に定める「基本仕様書」のとおり

（4）履行期間 : 別に定める「基本仕様書」のとおり

4. 予算上限額

本業務委託の予算額上限額は、216,522千円とする。（消費税を含む）

合計 216,522,000円（令和8年4月1日から令和11年3月31日
合計）

70,686,000円（令和8年度）

72,149,000円（令和9年度）

73,687,000円（令和10年度）

5. 候補者の決定方法

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

6. 評価委員会の設置

候補者選定の評価は、ALT・AET 派遣業務委託（債務負担行為）事業者評価委員会設置要領に定める評価委員が行うものとする。

7. 候補者決定までの流れ

公募型プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という）は、指定期日までに市に参加申込をし、市から参加資格有の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

市から参加資格有の通知を受けた者（以下、「参加者」という）は、指定期日までに市に所定の企画提案書等を提出したのち、指定日時にプレゼンテーションを行い、評価を受けるものとする。

市は、評価の結果、評点が上位1位となった者を、「最優秀提案者」、上位2位となった者を「次点候補者」として選定し、まず「最優秀提案者」と期間を定めて、企画提案の内容をもとに契約締結に向けた具体的な条件等について交渉を行うものとする。期間内に市と「最優秀提案者」の交渉が成立しない場合には、市は「次点候補者」と交渉を行うものとする。なお、個別の日程については、「16. 日程及び提出書類等」のとおりとする。

8. 資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たしてなければならない

- (1) プレゼンテーションの日までに、大和市入札者参加名簿に、営業種目「その他の業務請負等委託」で登録されている者であること。
- (2) 参加申込をした日から候補者決定日までの間において、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、停止措置処分を受けていない者であること。
- (3) 過去3年間において、本案件と同様もしくは、①小・中学校英語教育に関する人材派遣、②小・中学校英語教育に関するティーチングプランの構築、①②のうち1つ以上の履行実績があること。
- (4) 市が開催する説明会に出席すること。
- (5) 2年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。（ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に大和市入札参加資格の認定を受けたものを除く。）
- (6) 6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に大和市入札参加資格の認定を受けたものを除く。）
- (7) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の妨害等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行う者でないこと。

9. 説明会

具体的な業務内容等について参加希望者の理解を深め、より市の意向に沿った企画提案の提出を促すために、次のとおり説明会を開催する。なお、本説明会への出席を本プロポーザル参加のための条件のひとつとする。

日時：令和7年7月24日（木）25日（金）14時00分から17時00分

場所：大和市役所第1分庁舎 3階 第6会議室（大和市深見西8-6-12）

（説明会へ参加を希望する場合は、令和7年7月23日（水）15時までに「18. 問合せ先」へ電話で申し込みを行うこと）

10. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、指導室WEBサイトより、(2)の必要書類に規定する①②③をダウンロードのうえ作成し、④⑤⑥⑦を添付して、指導室に原本を持参又は郵送すること。

(2) 必要書類

①「プロポーザル参加申込書」（様式1-1）

②「誓約書」（様式2）

③「調査書」（様式3）

④会社の概要がわかるもの（任意様式）

⑤登記事項証明書（写し可）

※申請日の直近3か月以内に発行されたもの。

⑥納税証明書（写し可）

※直近1年間（12か月）の営業年度に係る証明書。決算期の変更等で12か月に満たない場合は、更に前年度分の証明書。

⑦事業税の納税証明書（写し可）

※直近1年間（12か月）の営業年度に係る証明書。決算期の変更等で12か月に満たない場合は、更に前年度分の証明書。

(3) 提出先

〒242-8601

神奈川県大和市鶴間一丁目1番1号（大和市役所2階）

大和市教育委員会 指導室

（4）提出期限

令和7年8月4日（月）16時必着

（5）資格審査

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について8月7日（木）までに、様式4で参加希望者に通知をするものとする。参加希望者は、この決定について、通知日の翌日から起算して3開庁日以内に、市に説明を求めることができる。

（6）「プロポーザル参加申込書」（様式1-1）に変更が生じた場合

提出したプロポーザル参加申込書（様式1-1）に記載した内容に変更が生じた場合には、「プロポーザル参加申込書記載事項変更届出書」（様式1-2）に必要事項を記入し、令和7年8月4日（月）までに提出すること。提出期日以降に変更が生じた場合には、すみやかに「18. 問合せ先」へ連絡し、指示を受けること。

（7）参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届出書」（様式5）に必要事項を記入し、令和7年8月5日（火）までに、市に原本を持参又は郵送すること。

11. 質問・回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

（1）質問者は、大和市教育委員会指導室 WEB サイトより質問票をダウンロードし、必要事項を記載のうえ電子メールに添付して、令和7年7月18日

（金）16時までに指導室宛に送信し、市がメールを受信した旨を電話等にて確認すること。メールの件名は「ALT・AET 派遣業務委託（債務負担行為）に係る問合せ（法人名）」とすること。

（2）質疑に対する回答は、令和7年7月23日（水）16時までに指導室 WEB サイト上で質疑とともに公開する。なお、質疑に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなすものとする。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

1 2. 企画提案について

参加者は、「基本仕様書」を熟読し、説明会での説明内容を踏まえて、条件に合致するよう、考えうる最適な方策を備えた企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類

- ①表紙（表題「ALT・AET 派遣業務委託（債務負担行為）に係る企画提案書」及び法人名を記載したもの）
- ②様式 6（必要事項を記入、法人代表者印を押印）
- ③任意の企画提案書

(2) 提出部数

1 社につき 1 件とし、正本 1 部、副本 9 部を作成すること。

(3) 提出先

〒242-8601

神奈川県大和市鶴間一丁目 1 番 1 号（大和市役所 2 階）

大和市役所 教育委員会 指導室

(4) 提出期限

令和 7 年 8 月 21 日（木） 16 時必着

（ただし、土日祝日を除く 9 時から 16 時まで）

(5) 提出方法

指導室窓口へ持参か、郵送・宅配のみとする。

（電子メールでの提出は不可）

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※直接窓口へ持参する場合、当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り受け付ける。

※郵送・宅配による提出の場合、郵送又は宅配業者の都合により、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(6) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

1 3. プレゼンテーションについて

参加者が提出した企画提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和7年8月27日（水）を予定

※開始時間は、参加資格決定通知後に参加者に別途連絡する。

(2) 場所

大和市役所 大和市役所第1分庁舎 3階 第4会議室（大和市深見西8-6-12）

(3) 持ち時間

準備、説明、質問合わせて50分以内を予定

※プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等の修正は、この限りでない。

※プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意すること。

※参加者の出席者は、3名以内とする。

※市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができるものとする。

1 4. 評価

評価は、市が定めた採点方法で評価委員会が行い、「最優秀提案者」及び「次点候補者」を決定する。

なお、上位1位又は2位の者が同点で複数いる場合は、評価委員会が再評価を行い、順位づけを行うものとする。

1 5. 評価結果の通知

市は評価の結果について、令和7年10月14日（火）以降に、様式7にて参加者に通知するものとする。

なお、参加者は評価結果に対して通知の翌日から3日以内に市に説明を求めることができるが、本プロポーザルによって選定した候補者との交渉及び契約手続の執行を妨げるものではない

1 6. 契約締結に向けての交渉

(1) 仕様等の確定について

市は、最終的な契約締結に向けて、「最優秀提案者」と交渉を行う。この場合、市は、「最優秀提案者」の企画提案書に記載された全内容を承認するものでなく、交渉において、業務の目的達成のために必要な範囲内において、基本仕様書に企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。次点候補者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は、市に提出した見積書に記載された額を超えないこととする。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

17. 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
質疑締切	令和7年7月18日（金）16時まで	質問票（メール添付、電話確認）	参加希望者→市
説明会	令和7年7月24日（木）・25日（金）14時から	令和7年7月23日（金）15時までに電話で申し込み	—
参加申込	令和7年7月28日（月）から 令和7年8月4日（月）16時まで （必着）	様式1－1 様式2 様式3、必要書類	参加希望者→市
参加資格結果の通知	令和7年8月7日（木）までに通知	様式4	市→参加希望者
企画提案書提出	令和7年8月21日（木）16時まで （必着）	・表紙 ・様式6 ・企画提案書	参加者→市
プレゼンテーション	令和7年8月27日（水）	—	参加者→市
評価結果等の通知	令和7年10月9日（木）以降に通知	様式7	市→参加者
※最優秀提案者（次点候補者）との交渉	令和7年10月14日（火）以降	—	—
契約締結日（予定）	令和7年11月28日（金）予定	（契約書）	—
業務の履行開始	令和8年4月1日（水）	—	—

※「最終提案者」との交渉が成立した場合は、市は速やかに「次点候補者」にその旨を通知する。

18. 情報公開

選定の過程や評価結果については、市は大和市情報公開条例に基づき公開することとし、各参加者の名称及び評価結果を公開できるものとする。ただし、個人情報、プロポーザル参加法人の企画提案内容及び競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについては、非公開とする。

19. 問合せ先

大和市役所 教育部 指導室 指導事務調整係 天満

電話：046-260-5126

FAX：046-263-9832

e-mail：ky_shido@city.yamato.lg.jp

20. その他

※参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ・募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- ・提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ・募集要領に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ・その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

※企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

※プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

※受注者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

※提出された企画提案書等は返却しない。また、市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合がある。

※本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ適宜市が判断するものとする。

以上